退職所得（分離課税）に係る町民税・県民税の特別徴収について

退職される方で退職手当に係る税額が出る場合には、退職所得（分離課税）に係る通知書に必要事項記入のうえ、ご提出ください。

1. 退職所得控除の計算方法

|  |  |
| --- | --- |
| 勤 続 年 数 | 退 職 所 得 控 除 額 |
| ２０年以下 | ４０万円×勤続年数（８０万円に満たないときは８０万円） |
| ２０年を超える | ８００万円＋７０万円×（勤続年数－２０年） |

なお、障害者となったことにより退職したと認められるときは、上記控除額に１００万円を加えた額が控除されます。

1. 税額の計算

退職所得の金額は【（その年中の退職手当等の収入金額－退職所得控除）×１／２】（千円未満端数切捨て）で算出します。この金額に、町民税（６％）・県民税（４％）の税率を掛けて（百円未満切捨て）合計した金額が、特別徴収する町民税・県民税となります。

なお、役員等としての勤続年数が５年以下の者（＝特定役員等）が、その役員等の勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものについては、「退職手当等の収入金額－退職所得控除」後の残額に１／２を掛ける措置はありませんので、ご注意ください。（詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。）

1. 納入書並びに納入申告書
	1. 納入書は給与に係る税額欄と退職所得に係る税額欄にわかれていますので、退職所得に係る分については、必ず退職所得の税額欄に記入してください。
	2. 納入申告書は納入書の裏面に規定されているため、記入もれが見受けられますので忘れずに必ず記入してください。